

1 評価基準

国立がんセンター「肺がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）」より		
内容	項目	番号
1. 受診者への説明	(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること（喀痰細胞診で要精密検査となった場合は、喀痰細胞診の再検は不適切であることなど）を明確に説明しているか	1
	(2) 精密検査の方法について説明しているか（精密検査は CT 検査や気管支鏡検査により行うこと、及びこれらの検査の概要など）	2
	(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しているか	3
	(4) 検診の有効性（胸部エックス線検査及び喫煙者への喀痰細胞診による肺がん検診は、死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明しているか	4
	(5) 検診受診の継続（毎年）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しているか	5
	(6) 肺がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しているか	6
	(7) 禁煙及び防煙指導等、肺がんに関する正しい知識の啓発普及を行っているか	7
2. 質問（問診）、及び撮影の精度管理	(1) 検診項目は、質問（医師が自ら対面で行う場合は問診）、胸部エックス線検査、及び質問の結果、50 歳以上で喫煙指数（1 日本数×年数）が 600 以上だった者（過去における喫煙者を含む）への喀痰細胞診としているか	8
	(2) 質問（問診）では喫煙歴、妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取しているか。また最近 6 か月以内の血痰など自覚症状のある場合には、検診ではなくすみやかに専門機関を受診し、精査を行うように勧めているか	9
	(3) 質問（問診）記録は少なくとも 5 年間は保存しているか	10
	(4) 肺がん診断に適切な胸部エックス線撮影、すなわち、放射線科医または肺癌診療に携わる医師による胸部エックス線の画質の評価と、それに基づく指導を行っているか	11
	(5) 撮影機器の種類（直接・間接撮影、デジタル方式、フィルムサイズ、モニタ読影の有無を仕様書に明記し、日本肺癌学会が定める、肺がん検診として適切な撮影機器・撮影方法で撮影しているか	12
	(6) 胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備しているか	13
	(7) 集団検診を実施する検診機関は、1 日あたりの実施可能人数を仕様書等に明記しているか	14
	(8) 事前に胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師、及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、市区町村に提出しているか	15
	(9) 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備しているか	16
	(10) 胸部エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備しているか	17

3. 胸部エックス線読影の精度管理	(1) 読影の際は、2名以上の医師によって読影し、うち一人は肺癌診療に携わる医師もしくは放射線科の医師を含めているか	18
	(2) 2名のうちどちらかが「要比較読影」としたもの※は、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影しているか	19
	(3) 比較読影の方法は、「読影委員会等を設置して読影する（あるいは読影委員会等に委託する）」、「二重読影を行った医師がそれぞれ読影する」、「二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が読影する」のいずれかにより行っているか	20
	(4)（モニタ読影を行っている場合）読影用モニタなどの機器に関しては、日本肺癌学会が定めた基準等に従っているか	21
	(5) 読影結果の判定は「肺がん検診の手引き」（日本肺癌学会肺がん検診委員会編）の「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」によって行っているか	22
	(6) 胸部エックス線画像は少なくとも5年間は保存しているか	23
	(7) 胸部エックス線検査による検診結果は少なくとも5年間は保存しているか	24
4. 喀痰細胞診の精度管理	(1) 細胞診の業務を委託する場合は、その委託機関（施設名）を仕様書等に明記しているか	25
	(2) 採取した喀痰は、2枚以上のスライドに塗抹し、湿固定の上、パパニコロウ染色を行っているか	26
	(3) 固定標本の顕微鏡検査は、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行っているか	27
	(4) 同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニングしているか	28
	(5) がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行っているか	29
	(6) 標本は少なくとも5年間は保存しているか	30
	(7) 喀痰細胞診検査結果は少なくとも5年間は保存しているか	31
5. システムとしての精度管理	(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされているか	32
	(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しているか	33
	(3) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果（内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果など）について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めているか	34
	(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会（自施設以外の肺がん専門家を交えた会）を設置しているか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しているか	35
	(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しているか	36
	(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っているか。また、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めているか	37

2 評価方法

「肺がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）」の項目中で、基準を満たしている項目数の割合により以下のとおり分類する。

- S. チェックリストをすべて満たしている（100%）
- A. チェックリストを一部満たしていない（99～80%）
- B. チェックリストを相当程度満たしていない（79～60%）
- C. チェックリストを大きく逸脱している（59%）